

## 屋外広告物除却協力員制度

屋外広告物は、私たちの身近な情報源として大きな役割を果たすと共に、まちの賑わいや活気をもたらしています。しかし、広告物が無秩序に設置されると、街の景観を損なうばかりか、歩行者の安全を脅かすことにもなります。

違反屋外広告物除却協力員制度は、市民の皆さんに、電柱や街灯柱等に掲出された違反広告物（貼紙・貼札・立て看板）をボランティアで除却していただく制度です。藤沢市では現在、除却協力員に登録した100名を超える方々が、まちの景観を守るために活動しています。

### ◆応募資格

次のすべての条件を満たす方。

- ・ 市内在住の成人から成る、月1回程度の除却活動ができる5人以上の団体
- ・ 講習会に参加できる方。

（講習会の詳細については街なみ景観課にお問い合わせください）

※ 除却活動に必要な道具は貸与いたします。

藤沢市では、屋外広告物除却協力員に登録し、ボランティアとして活動していただける方々を募集しています。ご希望の方は街なみ景観課まで、お問い合わせください。



藤沢市 計画建築部 街なみ景観課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎3階

電話 0466-50-3508（直通）

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keikan/>